

「監事監査報告書」

2019年5月24日

学校法人 明治学院

理 事 会 御 中

私たち学校法人明治学院監事 永嶺 雄三、辻 泰一郎は、私立学校法第37条第3項および寄附行為第23条の定めに従い、2018年4月1日から2019年3月31日までの本法人の業務及び財産の状況を監査しました。その結果について下記のとおりご報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、開催される全ての常務理事会、理事会、評議員会に陪席いたしました。

その他、理事・監事・評議員懇談会に出席し、更に理事長、学院長、学長、高校長、中学・東村山高校長等の部門の長などにヒアリングを行い、意見を述べました。それらを通じて学院の現況ならびに将来の展望（事業計画）や入試、就職、明治学院教育ビジョン、補助金の採択状況について把握するように努めました。

監査の実施にあたっては、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から報告及び重要事項についての説明を受けて意見の交換をし、またその実査にも立ち会いました。さらに、業務監査を実施し、重要な決裁書類の提出を受けてこれを閲覧し、監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄はなく、建学の精神に立ってすぐれた教育を実践するために、妥当で有効な運営が行われていると認めました。
- (2) 法人の財産の状況に関しては、報告されている資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表は適正であり、法令及び寄附行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正確に示しており、財産運用の健全性と透明性を確保していると認めました。

学校法人明治学院

監 事 永嶺 雄三 ㊟

監 事 辻 泰一郎 ㊟